

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2023年 6月 28日	
栃木県知事 福田 富一 様	
提出者 株式会社プロテリアル 真岡工場 住 所 栃木県真岡市鬼怒ヶ丘13番地 氏 名 工場長 岡本 実利 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0285-80-3111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社プロテリアル 真岡工場
事業場の所在地	栃木県真岡市鬼怒ヶ丘13番地
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	輸送用機械器具製造業・自動車部品・付属品製造業 【3113】
②事業の規模	売上高 164億円/年 (2022年度実績)
③従業員数	243人 (2023年3月末現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	排 出 量	別紙3の通り	t
	(これまでに実施した取組) 製品合格率、歩留の向上 < 鋳さい > リターン材の研掃によるノロ発生量抑制 社内砂再生率向上による発生量抑制 < 蛍光灯、水銀灯 > LED化により延命を図り発生量抑制		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	排 出 量	別紙3の通り	t
	(今後実施する予定の取組) 砂再生率向上の継続 プラスチック梱包資材の再利用化		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ① 鋳さい ( 鋳物廃砂 ) : 工場内循環率改善 ② 廃プラ : リサイクルの質の改善		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋳さい : 更なる工場内循環率改善		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙3の通り	t
	(これまで実施した取組) 分別による工場内循環砂確保と使用率改善		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙3の通り	t
	(今後実施する予定の取組) 分別による工場内循環砂確保と使用率改善の継続		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまで実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（            年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	t	t
	②計画		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t	t
	産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（    2022    年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	全処理委託量	別紙3の通り	
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙3の通り	
	再生利用業者への処理委託量	別紙3の通り	
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙3の通り	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙3の通り	
	（これまでに実施した取組） ① より質の高いリサイクルをする業者の開拓 ② 安定的に委託可能な処理業者の確保		

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	
	全処理委託量	別紙3の通り	
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙3の通り	
	再生利用業者への 処理委託量	別紙3の通り	
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙3の通り	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙3の通り	
	(今後実施する予定の取組) ① より質の高いリサイクルをする業者の開拓 ② 安定的に委託可能な処理業者の開拓		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物処理計画

### 1. 会社の概要

- (1) 会社名 株式会社プロテリアル
- (2) 資本金 3.1億円 (2023年3月末現在)
- (3) 従業員数 27,771人 (※2022年3月末現在)

### 2. 当該事業において現に行っている事業の内容

- (1) 従業員数 243人 (2023年3月末現在)
- (2) 売上高 164億円/年 (2022年度実績)

真岡工場では自動車などに使用される鋳鉄鋳物を主に製造している。

表1 生産量 (鋳造量) (2022年度実績)

(株)プロテリアル 鋳鉄鋳物	約 37,368 t/年
----------------	--------------

- (3) 製品フローシート : 図1参照
- (4) 工場配置図 : 図2参照
- (5) 事業展望  
横這いを見込む。
- (6) 廃棄物処理フロー表 : 図3参照
- (7) 連絡先

担当者: 株式会社プロテリアル 真岡工場  
資材グループ  
電話番号: 0285-80-3113 (ダイヤルイン)

### 3. 計画期間

2023年4月1日から2024年3月31日まで

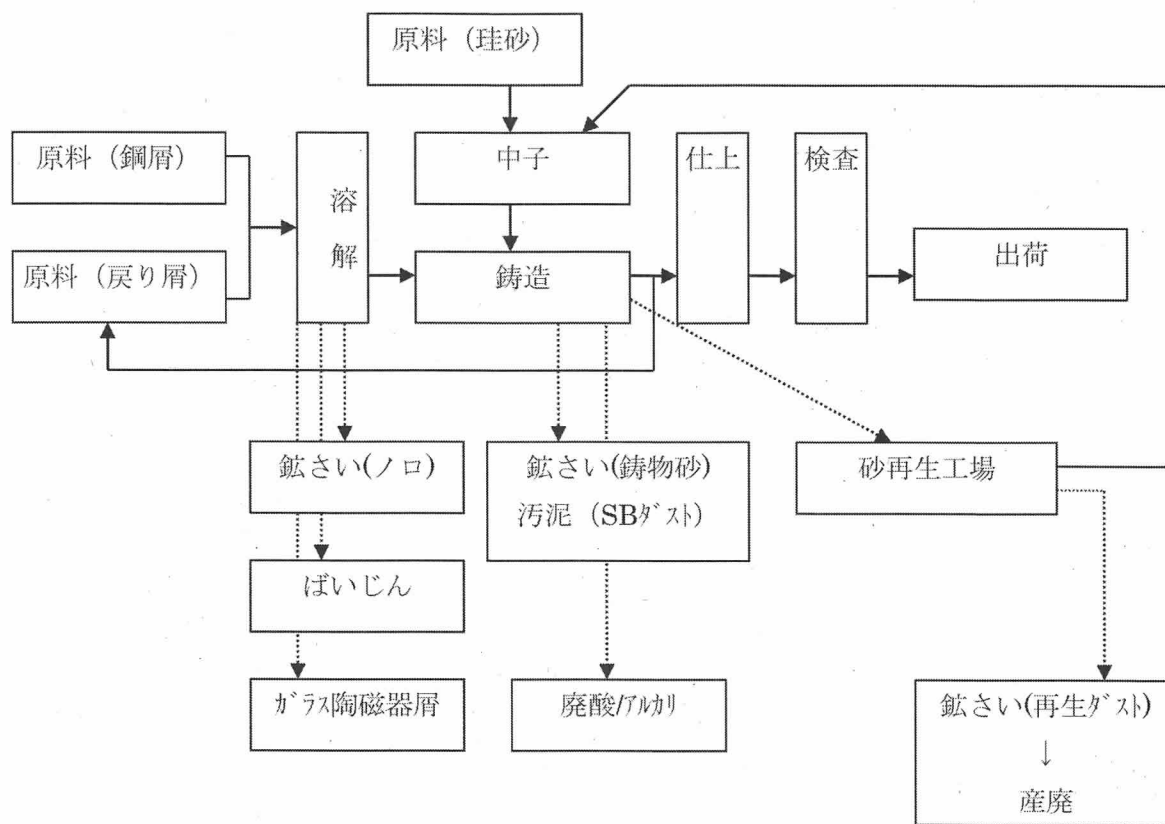


図1 (株)プロテリアル 鋳鉄鋳物製造フローシート



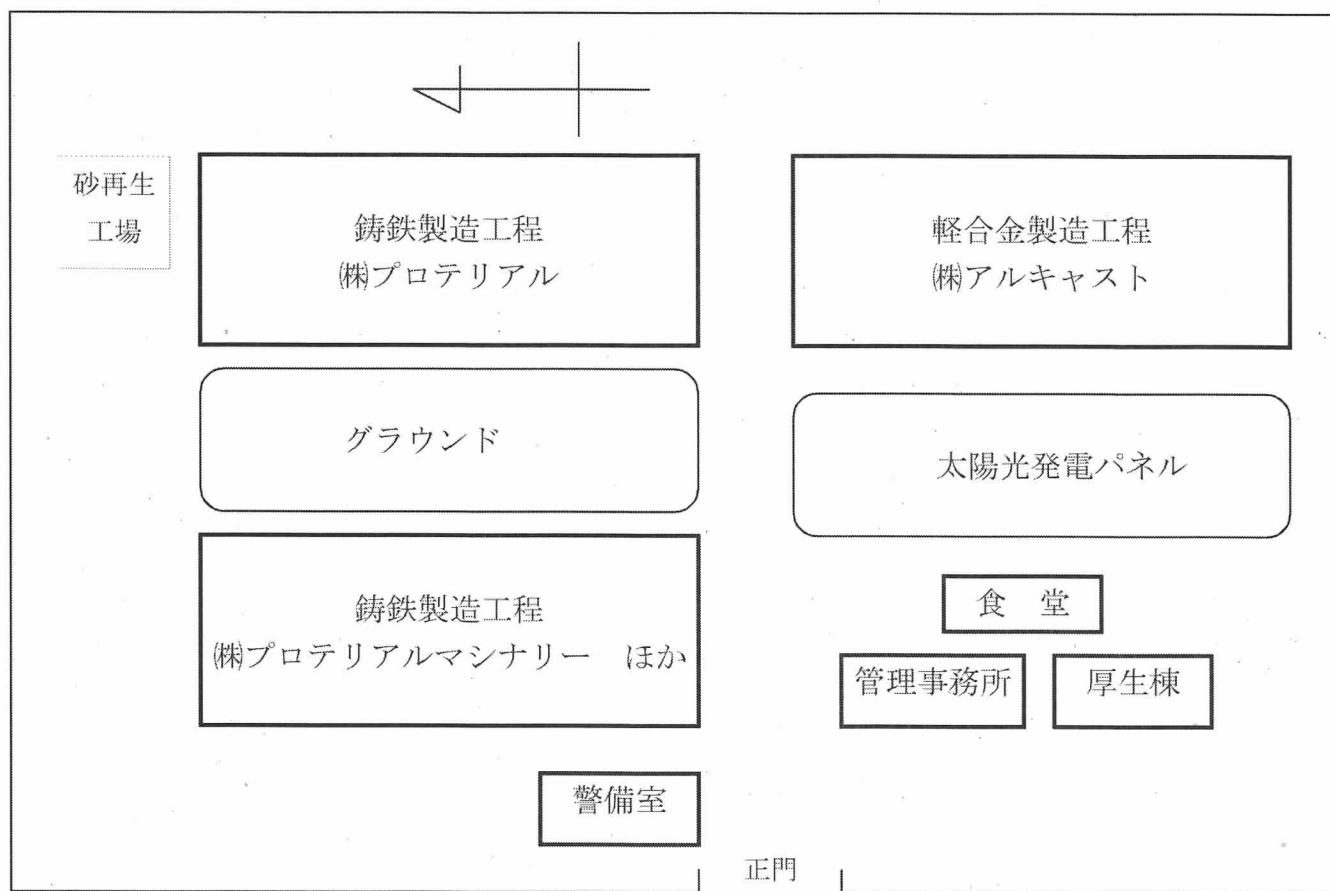
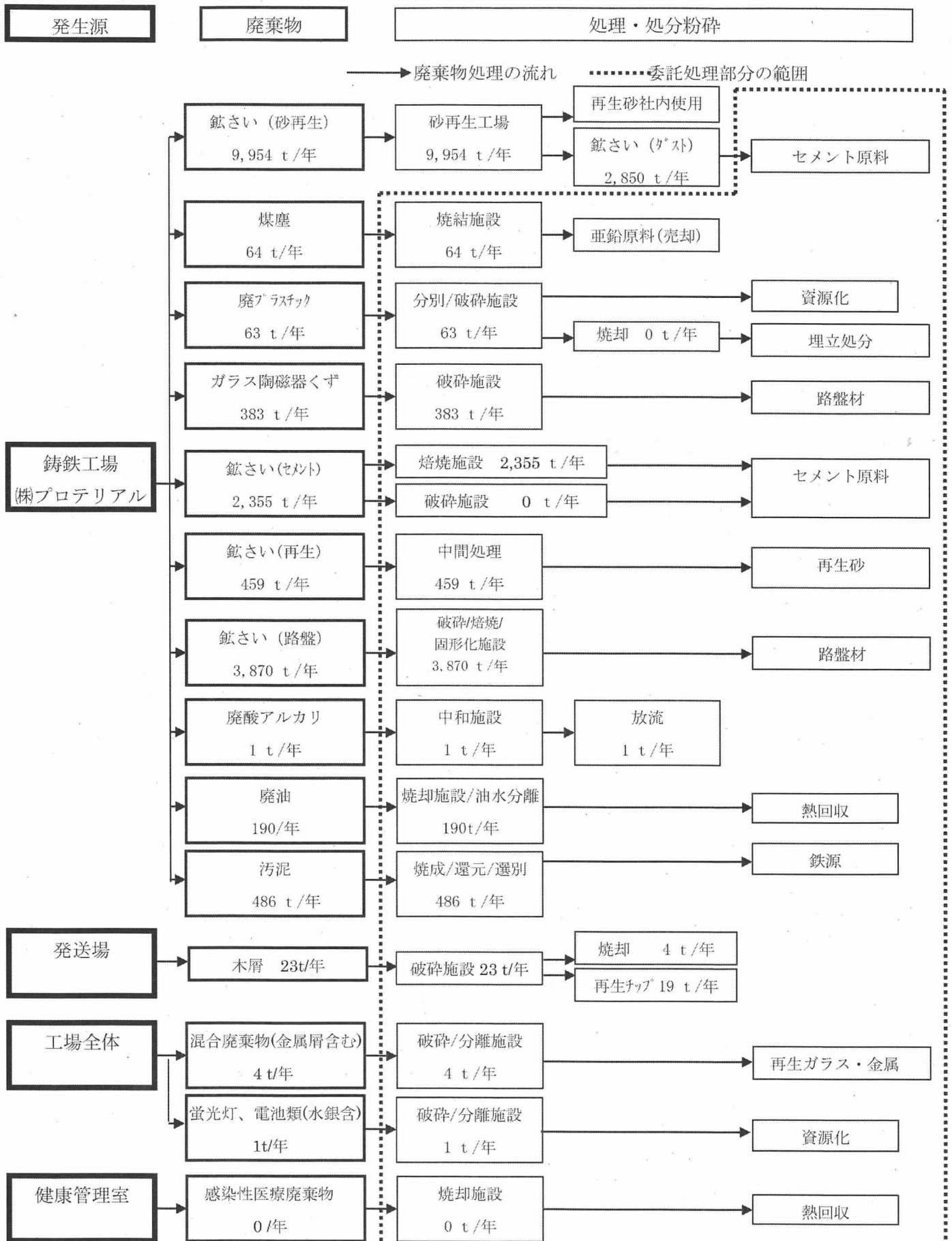


図 2 工場配置図



4. 産業廃棄物の処理に関わる管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括環境管理責任者 所属：真岡工場 工場長  
 環境管理責任者 所属：真岡工場  
 廃棄物担当 組織名：資材グループ 責任者 資材課長

組織人数：4人

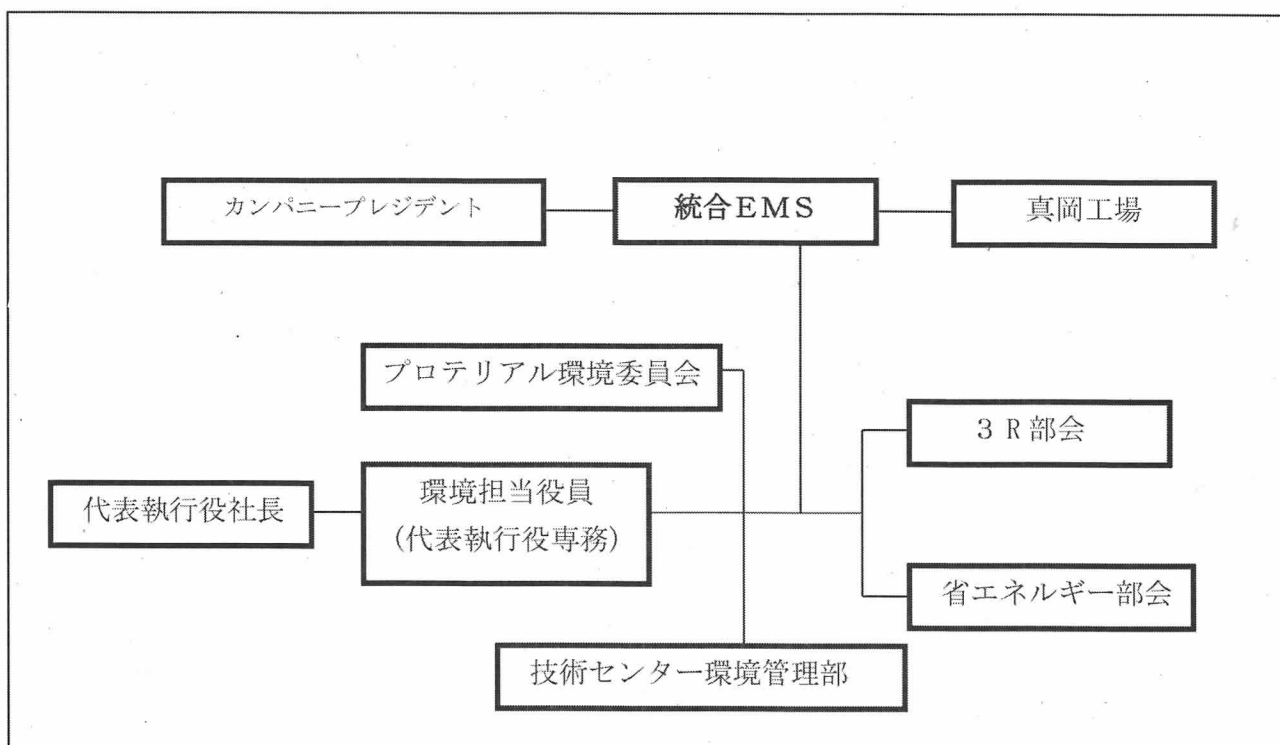
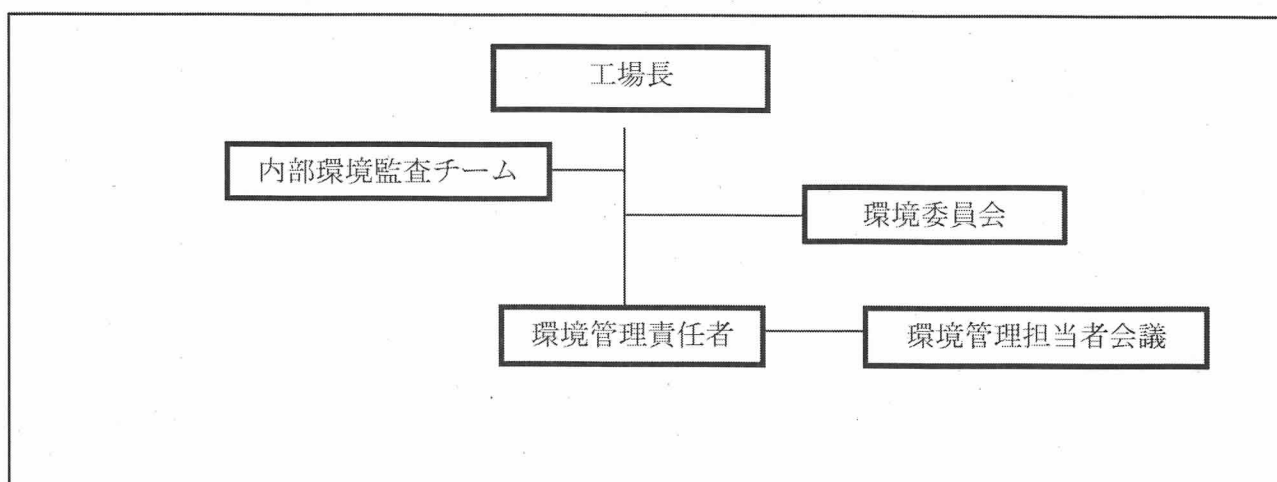


図 4 プロテリアル環境安全推進組織



## (2) 教育訓練

区分	対象者	実施責任者	時期頻度	教育訓練の内容
自覚教育	部門長以上	環境管理責任者 又は環境管理責任者指名者	1回/2年及び必要に応じて	1. 環境方針および手順並びに環境マネジメントシステムの要求事項に適合することの重要性 2. 作業活動による顕在又は潜在の著しい環境影響、および各人の作業改善による環境上の利点 3. 境方針および手順との適合、並びに緊急事態への準備および対応の要求事項を含む環境マネジメントシステムの要求事項との適合を達成するための役割および責任 4. 規定された運用手順からの逸脱した際に予想される結果  上記内容で地球環境等で特に変化のない物は1回/2年、その他は必要に応じて実施
	各部門の構成員	各部門長 又は部門長指名者	1回/2年及び必要に応じて	
	新人者	管理部門長又は部門長指名者	導入教育時	
特定教育訓練	構成員	各部門長 又は部門長指名者	1回/年及び規格類改訂時	著しい環境側面に係る規格、作業標準書の教育および重要な側面に係る作業を確実に実行できること(特定業務員のニーズ)。訓練方法は実地訓練等による。(緊急時の実地訓練・手順テストを含む)
資格者教育	従業員	管理部門長又は部門長指名者	必要時	公的機関への講習参加と法定資格取得
監査員教育	内部監査員	生産技術部門長又は部門長指名者	必要時	社内または外部機関に派遣

## (3) 情報公開

プロテリアルとして環境経営報告書を1回/年発行している。

環境管理記録等の利害関係者への開示は、環境委員会の審議を経て工場長が承認し、環境管理責任者が行う。

## 5. 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

## 5-1. 全般的事項

環境側面に適用される法的小およびその他の要求事項の最新情報を入手し、特定・登録し、維持する。また環境関連法規およびその他の要求事項等に関わる情報文書や書籍類は、必要に応じて関係者が閲覧できるようにしておく。

5-2. 法的小よびその他の要求事項の入手、保管

(1) 環境関連法規およびその他の要求事項等には、下記のものを含む。これらの情報は、生産技術部門が入手・保管する。

- ①公害に関する規制（水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン特別措置法、P R T R法等）
- ②廃棄物に関する規制（廃棄物の処理及び清掃に関する法律等）
- ③資源およびエネルギーに関する規制（エネルギー使用の合理化に関する法律等）
- ④土地利用に関する規制（工場立地法等）
- ⑤条例による規制
- ⑥公害防止協定
- ⑦プロテリアル行動指針、プロテリアル環境保全行動指針
- ⑧業界の行動規範
- ⑨地域住民との協定

(2) 情報の入手方法

法律は ①官報 ②行政機関の説明会 等による

条例は ①県報 ②市報 ③説明会 等による

業界情報ガイドライン等は、本社から入手する

5-3. 廃棄物の削減

廃棄物削減部会で作成したサイト環境マネジメントプログラムに基づいて下記の手順で廃棄物削減を行う。尚、サイト環境マネジメントプログラム立案の責任者は、廃棄物削減部会の部会長とする。

- (1) 廃棄物削減部会は、サイトの環境目的・目標を達成するためのサイト環境マネジメントプログラムを立案する。
- (2) 各部門は、部門環境マネジメントプログラム削減目標の実現の為、各部門毎に目的、目標を策定し削減施策、担当、適用時期を明確にする。その実行責任者は、各部門長とする。
- (3) 廃棄物削減部会は、部門環境マネジメントプログラム削減目標の実現の為、推進状況を定期的にフォローする。
- (4) 廃棄物削減部会は、当該当年度の結果を次年度の環境マネジメントプログラムに反映する。

6. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

廃棄物削減部会が中心となり、削減活動を展開

7. 廃棄物の分別に関する事項

廃棄物管理規格に従い分別を実施する

